

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 日本獣医腎泌尿器学会名誉会員規則

(目的)

第1条

この規則は、日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）の定款第2章第6条2項に基づき、当学会の名誉会員の資格及び決定に関する事項について定めることを目的とする。

(名誉会員の決定)

第2条

名誉会員は学会の活動に功績のあった会員を監事・理事が推薦し、総会の議を経て名誉会員とすることができる。

(名誉会員)

第3条

1. 名誉会員として推薦されるには、正会員のうち、原則として次のいずれかの要件を満たさなければならない。
 - (1) 学会の会長又は副会長の経歴を有すること
 - (2) 学会の理事または監事の在任期間が通算10年以上であること
 - (3) 日本獣医腎泌尿器学会学術集会・総会の大会長の経歴を有すること
2. 学会の対象とする領域において特別の功績があり、学会の発展に特別の功労があった場合には、前項の要件にかかわらず、名誉会員として推薦することができる。
3. 名誉会員は、学会の会費を免除するものとする。

補則

本規則の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規則は、2025年6月1日より施行する。